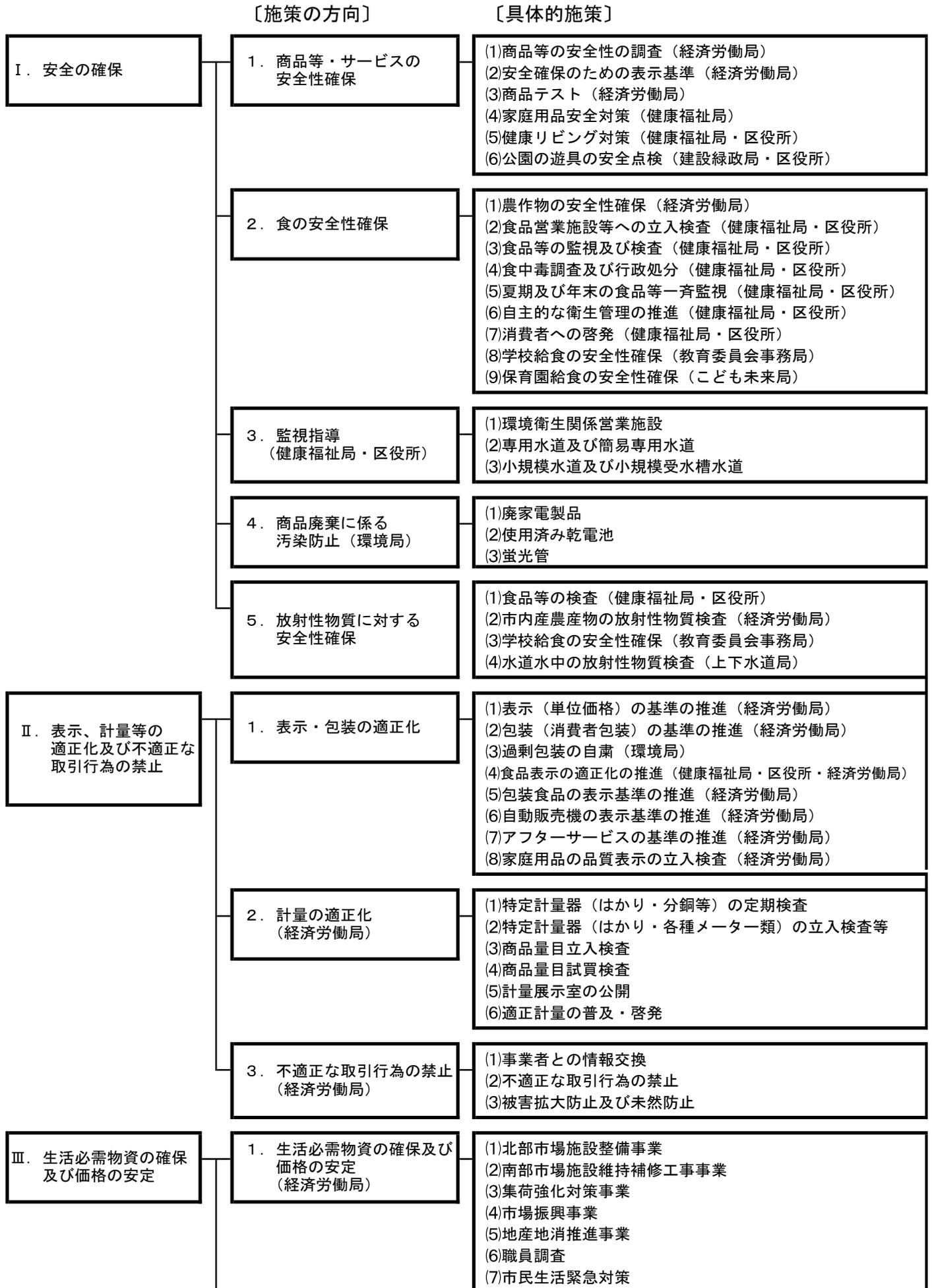


消費者行政の施策体系



	〔施策の方向〕	〔具体的施策〕
	2. 災害緊急対策	(1)生活必需品の提供確保（経済労働局） (2)飲料水の供給（上下水道局） (3)備蓄物資等の整備（総務企画局） (4)防災に関する情報（総務企画局）
IV. 苦情の処理及び被害の救済	1. 消費生活相談の充実（経済労働局）	(1)消費生活に関する相談窓口 (2)消費生活相談員への助言等の充実 (3)特別相談の実施 (4)緊急特別相談の実施 (5)危害・危険情報の収集 (6)重大事故等の通知 (7)関係機関との連携
	2. 被害の救済（経済労働局）	(1)苦情処理のあっせん・調停等 (2)消費者訴訟の援助 (3)被害救済にむけた関係機関との連携
V. 消費者啓発及び組織化の推進	1. 消費者情報の提供	(1)消費者行政センターの情報の充実（経済労働局） (2)食品の安全に関する情報（経済労働局） (3)食生活や栄養に関する情報（健康福祉局） (4)消防に関する情報（消防局） (5)住宅に関する情報の提供（まちづくり局）
	2. 消費者教育の推進	(1)川崎市消費者強調月間の実施（経済労働局） (2)生活設計推進（経済労働局） (3)くらしのセミナーの開催（経済労働局） (4)消費者連続講座の実施（経済労働局） (5)消費者教育講座の実施（経済労働局） (6)消費者教育推進事業の実施（経済労働局） (7)市場体験教室等の開催（経済労働局） (8)廃棄物の減量及び有効利用等の推進と啓発（環境局） (9)地球温暖化対策・節電対策に係る啓発（環境局） (10)環境教育（環境局） (11)食育推進地域活動事業（健康福祉局） (12)学校における消費者教育の充実（教育委員会事務局・経済労働局）
	3. 消費者団体等の組織化の推進	(1)消費者団体の育成及び生活協同組合（経済労働局） (2)食育推進協議会事業（健康福祉局）
VI. 消費者支援協定	1. 消費者支援協定の締結（経済労働局）	(1)洗濯用粉石けんの安定供給 (2)家庭用電気製品の修理 (3)上下水道の水回り工事 (4)住宅工事 (5)葬儀の契約
VII. 施策推進のための行政体制の充実	1. 消費者意見の反映（経済労働局）	(1)川崎市消費者行政推進委員会 (2)消費生活モニター (3)川崎市食の安全確保対策懇談会 (4)市長への申出
	2. 消費者行政の円滑な推進（経済労働局）	(1)庁内関係局との連携 (2)関係行政機関及び団体との連携強化 (3)権限の委任及び移譲等に対する執行体制の整備